

西高服装ルール

◎校章について

左胸元につける。

◎頭髪について

長さは制限しない。パーマ・脱色・染色はしない。

◎髪留めなどについて

色は黒・紺・茶・深緑。無地であまり大きくないものとする。

◎制服の下に着用するもの

色は華美でなく、襟元、袖口から見えないものとする。

◎スカートについて

西高指定の体育着の半ズボンが隠れる程度の長さまでのスカート丈とする。

◎靴下について

色は白の無地とし、丈はくるぶしが隠れるものとする。ストッキング、タイツにソックスを着用する場合、色は黒の無地とする。いずれもワンポイント・マークは可とする。

◎ストッキング、タイツについて

色は黒とする。

◎通学用の靴について

○革靴 色は黒・茶のローファーとする。

○スニーカー 色や形状が華美でないもの。

○ブーツ 下足箱に入る程度の長さで華美でないもの。

◎通学用カバンについて

自由

◎カーディガンについて

無地で色は黒・紺・茶・白・グレーとする。タートルネック状のもの、セーターは着用しない。カーディガンには校章をつける。前ボタンを閉め、身だしなみに気をつける。

◎スラックスについて

丈はくるぶしが隠れる程度とするが、形状については指定の販売店で購入したものであれば特に指定しない。ベルトについては、色を黒または茶とする。

◎防寒着について

色や形が華美でないものとする。

令和元年 10 月 28 日改正

令和 4 年 4 月 1 日改正

令和 5 年 4 月 1 日改正

令和 5 年 5 月 17 日改正